平成23年7月22日 交通政策審議会 第45回港湾分科会 資料 1(参考資料)

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更について

参考資料

平成23年7月22日 国土交通省港湾局

基本方針とは

基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関して定める方針

基本方針の役割

個別の港湾計画を策定する際に適合すべき方針(港湾法3条の3第2項)

基本方針に定める事項(港湾法3条の2第2項)

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- Ⅱ.港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- Ⅲ. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境 の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の 連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項(新規)
- 〇港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の制定(平成23年3月31日公布)により、港湾法第3条の2第2項において、基本方針に新たに定める事項として「民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項」が規定された。

参照条文 港湾法第3条の2

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

- 第三条の二 国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
 - 二 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
 - 三 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
 - 四 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
 - 五 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的 な事項
 - 六 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮して定めるものとする。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、交通政策 審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 港湾管理者は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参照条文 港湾法第3条の3

(港湾計画)

- 第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接 する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。
- 2 <u>港湾計画は、基本方針に適合し</u>、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。
- 3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾 審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき(国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。)は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 7 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めると きは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。
- 8 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。
- 9 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。
- 10 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。
- 11 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定

昭和49年 基本方針告示(Ⅰ~Ⅲ章構成)

港湾法改正を受けての初めての基本方針策定

昭和60年 長期政策「21世紀への港湾」

昭和62年 基本方針告示(Ⅰ~Ⅲ章構成)

総合的港湾空間の形成、外国貿易機能の配置論の具体化(東京湾、伊勢湾、大阪湾への整備)

平成 7年 長期政策「大交流時代を支える港湾」

平成 8年 港湾整備緊急措置法の改正

平成 8年 基本方針告示(Ⅰ~Ⅲ章構成)

国際海上ネットワーク機能の強化(中枢・中核国際港湾)

平成11年 港湾審議会答申「経済・社会の変化に対応した港湾の整備・管理のあり方について」

平成12年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「環境保全」、「港湾間の連携」を追加

平成12年 基本方針告示(Ⅰ~Ⅴ章構成)

中枢・中核国際港湾、その他の港湾等のコンテナ貨物量等の見通しを明示

平成14年 交通政策審議会答申

「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、

循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」

平成 1 6 年 基本方針告示(I ~ V 章構成)

コンテナ貨物量等の見通しを平成22年目標から平成27年目標に修正

スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等の新規施策を追加

平成17年 交通政策審議会答申「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、

「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」

平成20年度 交通政策審議会答申「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、

「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」

平成20年 基本方針告示(I~V章構成)

臨海部物流拠点、基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能

規定化等の新規施策を追加